令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４－②（新型コロナウイルス感染症関連）

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書　　年　　月　　日　 鉾田市長　岸田　一夫　あて申請者住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１　事業開始年月日 年　　月　　日２ （１）売上高等 　 （イ）最近１か月間の売上高等 　　　　 減少率　　　　％（実績） Ｂ－Ａ Ｂ ×100 　 Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　 Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み 減少率 ％（実績見込み） （Ｂ＋Ｄ）－（Ａ＋Ｃ） Ｂ＋Ｄ ×100 　Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円　 Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 |

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

鉾商第　　　　　　号

令和　　　　年　　　　月　　　　日　申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）本認定書の有効期間　：　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

茨城県鉾田市鉾田１４４４－１

鉾田市長　　岸田一夫